七　法第二十七条の二十六第一項において準用する法第二十六条第二項の規定に基づく権限であつて、電圧に関するもの	供給地点を管轄する経済産業局長
八　法第二十七条の二十六第一項において準用する法第二十七条第一項の規定に基づく権限	供給地点を管轄する経済産業局長又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
九　法第二十七条の二十六第二項において準用する法第二条の十七第三項及び法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十七第二項の規定に基づく権限	供給地点を管轄する経済産業局長

第九条第四項ただし書中「、これらの権限については」を削り、「自ら」の下に「その権限を」を加え、同項の表第二号中「供給区域、供給地点、供給する場所」を「小売電気事業に係る業務を行う区域、供給区域、供給地点」に改め、同条を第二十七条とする。

第八条第二項中「電気事業者に対し」及び「特定規模電気事業者にあつては、第一号及び第二号に限る。」を削り、「掲げる」の下に「区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同項各号を次のように改める。

一　小売電気事業者等　次に掲げる事項（小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者にあつては、ロに掲げる事項に限る。）

イ　小売電気事業の運営に関する事項

ロ　小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項

二　一般送配電事業者　次に掲げる事項

イ　一般送配電事業の運営に関する事項

ロ　会計の整理に関する事項

ハ　一般送配電事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項（前項に規定する事項を除く。）

ニ　調査業務の運営に関する事項

三　送電事業者　次に掲げる事項

イ　送電事業の運営に関する事項

ロ　前号ロに掲げる事項

ハ　送電事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項（前項に規定する事項を除く。）

四　特定送配電事業者　次に掲げる事項（登録特定送配電事業者以外の特定送配電事業者にあつては、ロに掲げる事項を除く。）

イ　特定送配電事業の運営に関する事項

ロ　小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項

ハ　特定送配電事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項（前項に規定する事項を除く。）

ニ　第二号ニに掲げる事項

五　発電事業者　次に掲げる事項

イ　発電事業の運営に関する事項

ロ　第二号ロに掲げる事項

ハ　発電事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項（前項及び次項第一号に規定する事項を除く。）

ニ　第二号ニに掲げる事項

第八条第三項第二号中「第十七条第一項」を「第二十七条の三十一第一項」に改め、「及び卸供給を行う事業」を削り、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　法第二十八条の三第一項の接続に係る発電用の自家用電気工作物における発電又はその発電による電気の供給に関する事項

第八条を第二十六条とし、第七条を第二十五条とし、第六条の四を第二十四条とし、第六条の三を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（卸電力取引所として指定を受けることができる法人）

第二十三条　法第九十七条第一項の政令で定める法人は、株式会社とする。

第六条の二を第二十一条とする。

第六条の表第五十三条第一項第八号及び附則第二条第一項第八号の項中「第五十三条第一項第八号」を「第五十三条第一項第十号」に改め、同表第五十四条第一項及び第三項の項中「第七章」を「前章」に、「第三編第二章第三節」を「第三章第二節第三款」に改め、同条を第二十条とし、第五条を第十九条とし、第四条を第十八条とし、第三条を第十七条とする。

第二条の十三中「第三十七条の二第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第二条の十二を第十五条とし、第二条の十一を第十四条とし、第二条の十を第十三条とする。

第二条の九第二項中「第三十七条の三第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第二条の八中「第三十七条の三第三項ただし書」を「第三十六条第三項ただし書」に改め、同条を第十一条とする。

第二条の七第一項中「第三十七条の三第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第二条の六中「第三十七条の三第三項」を「第三十六条第三項」に改め、同条を第九条とし、第二条の五を第八条とする。

第二条の四第一項中「第三十七条の二第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条の二第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同条を第七条とする。

第二条の三中「第三十七条の二第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第二条の二中「第二十七条第二項」を「第三十四条第二項」に、「一般電気事業者等」を「小売電気事業者等」に改め、同条を第五条とする。

第二条中「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に、「一般電気事業者等」を「小売電気事業者等」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）

第二条　小売電気事業者等（法第二条の十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。次項及び第二十六条第二項第一号において同じ。）は、法第二条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

2　前項の承諾を得た小売電気事業者等は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第二条の十三第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第二条の十四第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。